

【公布された条例等のあらまし】

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）
 - 一 六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置を定めることとした。
 - 二 定年前再任用短時間勤務職員について、給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を定めることとした。
 - 三 その他所要の整備を行うこととした。
 - 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十九号）
 - 一 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 その他所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十号）
 - 一 定年前再任用短時間勤務職員を徳島県職員互助団体の構成員とすることとした。
 - 二 その他所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
 - 四 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員を徳島県職員互助団体の構成員とすることとした。